

和歌山県スポーツチャンバラ協会会則

第1条（名称と構成）

本協会は、和歌山県スポーツチャンバラ協会と称し、和歌山県下において護身道、スポーツチャンバラを愛好し活動する団体を以て構成する。名称は、和歌山県護身道連盟（県連）を併用する。

第2条（事務局）

本協会は事務局を和歌山市内に置く。

第3条（目的）

本協会は、スポーツチャンバラの普及と構成員相互の親睦を図ることを目的とする。

第4条（事業）

本協会は、目的を実現するために、次の事業を行う。

- （1）和歌山県大会、近畿大会の開催
- （2）統一段位審査会の実施及び称号（錬士、教士、範士）、資格（インストラクターA及びB、師範代、師範）の推薦
- （3）各種講習会の開催及び講師派遣
- （4）広報、宣伝活動
- （5）情報収集と開示
- （6）他団体、組織との交流
- （7）その他目的に適う事業

第5条（会員）

- （1）和歌山県スポーツチャンバラ協会に入会、所属して活動する者を会員とする。
- （2）次の項目に該当することが度重なる会員は、理事現在数の3分の2以上の議決により、会長が除名することができる。この場合、理事会で議決する前にその会員に弁明の機会を与えなければならない。
 - イ. 本協会の名誉を傷つけ、又は本協会の目的に違反する行為があったとき。
 - ロ. 本協会の会員としての義務に違反したとき。
- （3）前項の規程で除名処分を受けた会員であって、復名を希望する者は、総会に対して文書による謝罪文を提出しなければならない。この謝罪文を可とする理事現在数の3分の2以上の議決により、会長が復名を認めることができる。

第6条（総会）

本協会の最高意志決定機関は総会である。総会は、協会各支部に所属する18歳以上の会員で構成する。定員数は設けない。ただし、議決権は役員、支部長及び理事会が特に認めた者のみ行使できるものとする。毎年2月末迄に定期総会を、また必要に応じて臨時総会を開催する。

- （1）全ての会員は、総会において意見を表明することができる。
- （2）毎年2月末までに定時総会を、また必要に応じて臨時総会を開催する。

- (3) 総会の開催日時については、開催日の 10 日前までに和歌山県スポーツチャンバラ協会のホームページにて告知する。

第 7 条 (役員)

本協会に次の役員をおくことができる。

- | | | | | | |
|---------|-----|----------|-----|----------|-----|
| (1) 会長 | 1 名 | (4) 常任理事 | 相当名 | (7) 指導部長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 相当名 | (5) 理事 | 相当名 | (8) 学生部長 | 1 名 |
| (3) 理事長 | 1 名 | (6) 監査 | 1 名 | | |

第 8 条 (役員の仕事)

本協会役員の仕事は、次の通りとする。

- (1) 会長は、対外的に本協会を代表するとともに総会を招集する。
- (2) 副会長は会長を補佐する。
- (3) 理事長は、事務局を総括し、常任理事、理事とともに日常活動を執行する。
- (4) 監査は、本協会の会計及び協会活動全般を監査する。

第 9 条 (理事の選任)

各支部 (道場・クラブ) は一人以上の理事を推薦することができる。

自己の支部 (道場・クラブ) から推薦した理事が辞任する事情を生じたときは、この者に代わる理事を推薦することができる。

第 10 条 (名誉会長及び顧問)

本協会に、名誉会長及び顧問を置くことができる。いずれも理事会で推薦し、総会で会長が委嘱する。

第 11 条 (収入)

本協会の収入は以下の通りとする。

- (1) 支部年会費収入
- (2) 和歌山県大会の収益金
- (3) 各種講習会及び講師派遣による収益金
- (4) 段位審査料及び段・称号・資格納付金
- (5) 協会加盟金
- (6) 資料、物品販売による収益金
- (7) 広告料
- (8) 寄付金
- (9) 補助金
- (10) その他事業目的に適う収入

第 12 条 (支出)

本協会の支出は、以下の通りとする。

- (1) 大会、講習会及び段位審査会に係る費用
- (2) 賛助広告費
- (3) 事務局経費
- (4) 広報活動に係る費用
- (5) 旅費、交通費
- (6) 慶弔費
- (7) その他事業目的に適う費用

第13条 (別途に規定する事項)

体験会、講習会等の実施について必要な事項は別途定める。

第14条 (慶弔規定)

役員の手事については、本人、配偶者、一親等に限り、会長又はそれに代わる役員が会葬等対処する。

第15条 (年度)

本協会の活動年度及び会計年度は毎年1月1日より12月31日とする。

第16条 (賛助会員)

支部(道場・クラブ)に所属しない者で、理事会の同意を得た者は賛助会員の資格を有する。賛助会員は理事会の同意を得て、理事を自薦又は推薦することができる。賛助会員の会費は、支部年会費と同等する。ただし、理事会の同意を得て減額することができる。

付則

第1条 (発効)

本会則は2006年9月17日の和歌山県スポーツチャンバラ協会の設立総会の決議により発効する。

第2条 (協会加盟金)

2007年1月1日以降に協会へ新規に加盟する支部は、加盟金10,000円を本協会へ納付する。

第3条 (支部年会費)

支部年会費は1年間について下記の通りとする。

支部年会費	5,000円
孫支部年会費	2,000円

(改定) 2016年2月13日

(改定) 2018年2月24日

(改定) 2020年2月16日